



# 市政・まちづくり

## 議会

**問** 議会事務局 ☎32-1135

### 市議会

市民の意思を代表・決定する合議制の機関です。通常3月、6月、9月、12月の年4回開かれる「定例会」と必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

### 一般質問

本市の行政事務全般にわたり、市長などに対して事務の状況や将来の方針などについて質問をし、説明を求めるものです。一般質問の通告書は質問通告締切後に市議会ホームページに掲載しています。また本会議（一般質問当日）でも通告書を傍聴者に配付しています。

### 請願(陳情)

皆さんの要望を直接議会に伝える方法です。請願書(陳情書)に提出年月日、住所、氏名、請願(陳情)の要旨を書き、署名または記名押印して議会事務局に提出してください。様式は市議会ホームページに掲載しています。請願書には、紹介議員の署名または記名押印が必要です。

### 議会傍聴

本会議を傍聴することができます。ただし、委員会は委員長の許可が必要です。また、本会議・委員会はインターネットで生中継・録画配信を行っており、市議会ホームページでご覧いただけます。

### 会議録の閲覧

本会議での審議内容は、議会事務局、情報公開室で会議録を閲覧できます。(会議録の調製には議会閉会后、2カ月程要します。)また市議会ホームページで会議録を検索できます。

## 広報

**問** 議会事務局 ☎32-1135

### 議会だより

議会での審議結果や一般質問の内容などを要約してお知らせしています。

### 市議会ホームページ

定例会の会期日程・議員名簿・会議録・議会だより・一般質問通告書・議会中継等がご覧いただけます。

## 選挙

**問** 選挙管理委員会事務局 ☎32-0514

### 選挙権

満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

### 選挙人名簿の閲覧

選挙管理委員会は定時登録月(3、6、9、12月)の1日に(休日の場合翌平日)、18歳になった人や転入後3カ月を経過した人を選挙人名簿に登録しています。また、選挙がある場合も選挙時登録を行っています。

### 期日前投票

仕事や旅行などで、投票日当日に投票所へ行けない人は期日前投票ができます。

#### 期日前投票の流れ

- ①受付
- ②投票用紙の交付  
選挙人名簿と対照の後、投票用紙を受け取ります。
- ③投票  
投票記載台で投票用紙に記載をし、投票箱に投函します。

### 不在者投票

仕事や旅行などで他の市区町村に滞在している人など、投票日当日に投票所へ行けない人は、期日前投票のほか、滞在先の市区町村で不在者投票ができます。

#### 他の市区町村(滞在先)での不在者投票の流れ

投票用紙等を請求します。  
 所定の様式(不在者投票請求書・宣誓書)に必要な事項を記入し、市選挙管理委員会に郵送してください。  
 ※記入は選挙人本人の自筆に限ります。

投票用紙等が返送されます。  
 ※同封されている内封筒は絶対に開封しないでください。

滞在先の市区町村で投票します。  
 受け取った書類一式を滞在先の市区町村選挙管理委員会へ持参し、速やかに(投票日の前日までに)投票してください。  
 ※事前に投票用紙に記入しないでください。



## ◆ 郵便等投票の流れ

下記対象の人は在宅で郵便等による不在者投票ができます。自書ができない人には、代理記載により投票が可能です。  
※事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

### 対象となる人の範囲

	郵便等による不在者投票の対象者		代理記載制度が適用される対象者	
	障害の部位	障害・要介護の程度	障害の部位	障害の程度
身体障害者手帳を持っている人	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級	上肢・視覚	1級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級		
	免疫・肝臓	1級～3級		
戦傷病者手帳を持っている人	両下肢・体幹	特別項症～第2項症	上肢・視覚	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症		
介護保険被保険者証を持っている人		要介護5	なし	

## ◆ 政治家の寄付禁止

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、その時期や名義のいかんを問わず法律で禁止されています。違反すると処罰の対象となります。また有権者が寄付を求めることも禁止されています。寄付禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



## まちづくり

### ◆ まちづくり出前講座

**問** 秘書政策課 秘書広報係 ☎32-0512

市の取り組みや身近な生活に関すること、社会の様々な問題について、市の職員等が皆さんのところへ出向いてお話をする「まちづくり出前講座」を行っています。

#### 申し込み方法

原則として、市内に在住・在勤・在学する10人以上のグループで、申込書により希望する14日前までに、秘書政策課(☎32-0512)までお申し込みください。

#### 開催時間

午前10時～午後9時の間で開催します。(年末年始は除きます)

※講座の内容によっては、開催できない時期・時間帯がありますのであらかじめご了承ください。

## ◆ まちづくり人づくり事業等補助金

**問** 秘書政策課 政策推進係 ☎32-0512

市民の皆さんのまちづくり活動に対して補助金を交付することで、その活動を応援します。活動の30日前までに申請書を提出してください。

対象となる主な事業は下記のとおりです。

- ・研修会等 ・イベントの開催
- ・スポーツや文化に関する記念事業 ・全国大会への出場

※公共的な団体や市が共催等していることが必要です。事業により異なりますので詳細はお問い合わせください。

## 急患センター

**問** 直鞍休日等急患センター ☎28-2840

休日などに急患になった場合、直方市山部の急患センターにて、下記の時間に小児科・内科の診療を行っています。

電話 ☎28-2840(土曜、日曜、祝日)、22-0448(平日)

場所 直方市山部808-14

### 診療日および診療時間

土曜、日曜、祝日・盆(8月13日～15日)・年末年始(12月31日～翌年1月3日)の夜間	午後6時～11時 (内科・小児科)
毎月第2・4日曜日の昼間	午前9時～午後6時 (小児科のみ)

## コミュニティづくりの支援

**問** まちづくり推進課 地域振興係 ☎32-0773

### ◆ コミュニティ備品の貸し出し

市が所有するコミュニティ助成事業備品を貸し出すことにより、地域の環境美化またはコミュニティづくりを支援しています。

#### 申し込み方法

- ①市内で活動する自治会、小組合、ボランティア団体などで利用を希望する団体は、事前に登録申請書により、団体登録を行ってください。
- ②登録団体は申込書により希望する10日前までに、地域振興係までお申し込みください。

#### 貸し出し備品

芝刈り機(中)2台、草刈機(大)1台、刈払機(背負い式)2台、雑草吸出機2台、剪定機1台

### ◆ コミュニティ活動への補助金

市民のふれあいや助け合いの機会が増え、心豊かに生活できるように、自治会などのコミュニティ組織やボランティア団体などが行うまちづくり活動に補助金を交付し、その活動を支援します。(例)公園への草花の植栽

